



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 雇用保険の適用拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 年末調整

NEWS1. 雇用保険65歳以上も対象に

これまで、65歳以上の労働者は、雇用保険に新規に加入することはできませんでした。65歳より前から雇用保険に加入している場合は、65歳になっても引き続き加入し続けることができましたが、**平成29年1月1日から、満65歳以上でも新規で雇用保険に加入することができる**ようになります。したがって平成29年1月1日以降は、新規で65歳以上の労働者を雇う場合や、既に働いている人で入社時に65歳以上だったので雇用保険に入っていない人は資格取得手続きが必要となります。(保険料は平成31年度までは免除です)

①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の要件に該当する場合は、被保険者になった日の属する月の翌月10日までにハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出。

②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となりますので、平成29年3月31日までにハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出。

③平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以降の日において雇用されている被保険者)である労働者を雇用している場合

自動的に高年齢被保険者に区分変更がされるので届出は不要です。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、高年齢者被保険者として離職した場合、受給条件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

NEWS2. (書籍の紹介)

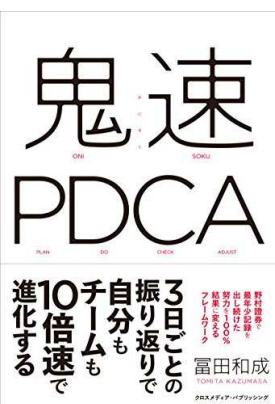
「鬼速 PDCA」「スキルの成長」×「成長スピードの加速」で99%の人をゴボウ抜き
富田和成

PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(検証)、ACTION(調整)の4ステップからなるPDCAサイクルは、ビジネスパーソンであれば誰もが知る古典的なフレームワークだ。

しかし、PDCAほどわかっているつもりでわかっていない、そして基本だと言われているのに実践している人が少ないフレームワークも珍しい。

PDCAを極め、「鬼速」で回せるようになると、仕事に一切の迷いや不安がなくなる。そして、常にモチベーションを保ったまま、天井知らずに成果をあげられるのだ。

PDCAサイクルの陳腐化を防ぐには、回す速度による意識付けも大いに関係しているようです。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 025-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

Question

年末調整が近付いていますが、私はサラリーマンで給与収入が600万円あります。所得のない同居の親(71歳)、配偶者(45歳)、子(17歳と20歳)がいます。社会保険料75万円の他に受けられる控除はありません。所得税額は、どのくらいになりますか？

Answer

所得税額は、58,000円になります。
 給与収入600万円－給与所得控除174万円＝給与所得426万円
 給与所得426万円－(社会保険料控除75万円＋配偶者控除一般38万円＋扶養控除同居老親等58万円＋扶養控除一般38万円＋扶養控除特定扶養親族63万円＋基礎控除38万円)
 ＝426万円－310万円＝課税所得116万円
 課税所得116万円×5%＝58,000円



【解説】

年末調整では、いろいろな控除が受けられます。

1. 給与所得控除

給与収入金額から給与所得控除額が差し引かれます。

給与の収入金額例	給与所得控除額
200万円	78万円
300万円	108万円
400万円	134万円
500万円	154万円
600万円	174万円

2. 配偶者控除と扶養控除

配偶者控除や扶養控除となるのは、給与の支払を受ける人(所得者本人)と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。

控除の種類		控除額 (所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

3. 障害者等の控除

障害者控除(本人、控除対象配偶者、扶養親族)、寡婦控除(本人)、寡夫控除(本人)、勤労学生控除(本人)などがあります。

老人とは、70歳以上の人(昭和22年1月1日以前に生まれた人)をいいます。特定扶養親族は、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成16年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。

4. 配偶者特別控除

給与を受ける人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満(所得が給与所得だけの場合は、給与の収入が103万円超141万円未満)の場合には、その金額に応じて最高38万円の控除が受けられます。

課税給与所得金額	税率	控除額
195万円以下の場合	5%	-
330万円以下の場合	10%	97,500円
695万円以下の場合	20%	427,500円
900万円以下の場合	23%	636,000円
1,732万円以下の場合	33%	1,536,000円

1,732万円(給与収入が2,000万円)を超える場合は、年末調整の対象となりません。

5. 各種の保険料控除

社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は支払った全額、生命保険料控除は最高12万円、地震保険料控除は最高5万円の控除が受けられます。

6. (特定増改築等)住宅借入金特別控除

この控除を受けるためには、「住宅借入金等特別控除申告書」などを勤務先に提出する必要があります。なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

参考資料等

国税庁HP 平成28年版 給与所得者と年末調整

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480
 西尾事務所 0563-57-7850